

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

新しい保険証を7月下旬に特定記録郵便で郵送します。

現在使用されている国民健康保険証・後期高齢者医療保険証は、有効期限が平成23年7月31日までとなっています。8月1日以降の新しい保険証を世帯ごとにまとめて、世帯主あてに郵送します。

【新しい保険証が届いたら】

- 1人1枚です。台紙に貼り付いていますので、はがしてお使いください。
氏名・有効期限を確認のうえ、紛失にご注意ください。
保険証をはがした後の台紙裏面には注意事項が記載してありますので、必ずご確認ください。
- 保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられていますので意思表示の記入（任意）にご協力ください。
意思表示した記入内容を第三者にみられたくない方には、個人情報保護シールが保険チーム・民生チーム窓口を用意してあります。
- 有効期限の過ぎた古い保険証は、お手数ですが役場へお持ちいただくか郵送で返却ください。

【加入・喪失届を忘れずに（74歳以下の方）】

会社などの健康保険に加入しているのに国民健康保険被保険者証が届いた方や、退職して引き続き社会保険等へ加入したり、社会保険等加入者の扶養者として認定を受けていない方は、国民健康保険での手続きが必要です。下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 保険チーム Tel 22-3041 民生チーム Tel 25-2511

日本脳炎予防接種何回受けていますか？ 母子手帳で接種回数をご確認ください。

平成17年の集団接種中止により、1期における3回の接種を受けられなかった方への接種の確保という理由より、平成23年度で小学3年生・4年生になる方が積極的勧奨の対象になりました。

積極的勧奨とは役場が積極的に予防接種を受けるように勧めることです。

9・10歳で接種を希望する方は保健福祉課衛生チームまたは支所住民生活課へお越しください。接種公費の助成ができる病院などの確認や予診票などもありますのでご協力よろしくお願いします。

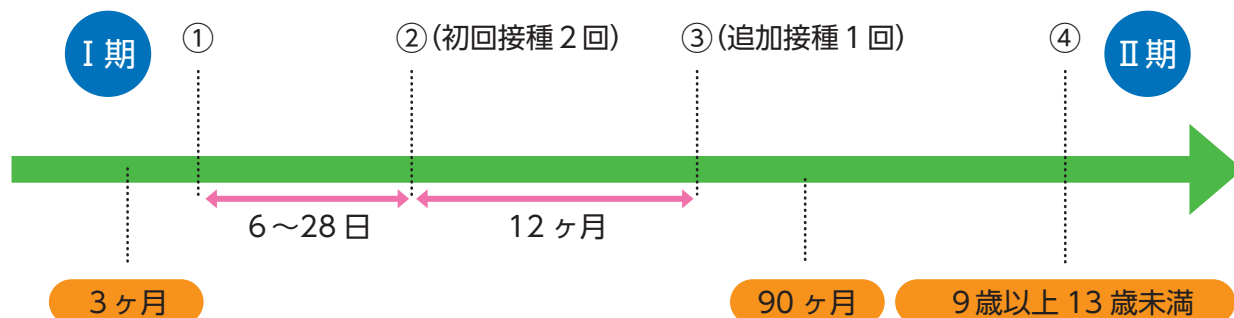
今年度、3歳（1期初回の2回分対象）・4歳（1期追加の1回分対象）になる方は、集団接種を7月1、7、21、22日で計画しています。

生年月日が平成7年6月1日～平成19年4月1日の方は、日本脳炎の予防接種が不十分である関係で、20歳未満の間は定期接種（接種費無料）になっております。接種機会を逃した方は、ぜひこの機会に日本脳炎を接種してください。

また、標準的時期で接種をしている方は、下記に日本脳炎予防接種の標準的な接種時期を表示していますのでご参考ください。

なお、ご不明な点がございましたら、保健福祉課衛生チーム（22-3044）までご連絡下さい。

（標準的接種時期）



① I期（初回と追加）とII期に分けて行われます。

② 初回：生後3～90ヶ月の間に、6～28日の間隔で2回接種します。……………（標準接種は3～4歳）

追加：初回の2回終了後1年以上たってから1回接種します。……………（標準接種は4～5歳）

③ 9歳以上13歳未満に1回接種で追加免疫をします。……………（標準接種は9～10歳）